



NEWS RELEASE

2016年4月19日

東ソー株式会社

フレームカット®110R（デカブロモジフェニルエーテル）の生産および販売停止について

当社は、南陽事業所（山口県周南市）におけるフレームカット®110R「デカブロモジフェニルエーテル（DBDE）」の生産および販売停止を決定しました。

DBDEは、難燃剤として建材や繊維など幅広い用途で使用されてきましたが、昨年10月に開催されたストックホルム条約の残留性有機汚染物質検討委員会第11回会合（POPRC 11）において、条約上の廃絶対象物質（自動車および航空機用の特定の交換部品について適用除外あり）に追加することを締約国会議（COP）に勧告することが決定されました。

当社はこの決定を受けて、環境規制の動向に迅速に対応することが重要と判断し、下記の通りDBDEの生産および販売を停止します。

記

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1. 生産停止設備 | DBDE製造設備（生産能力 1,200トン/年） |
| 2. 生産停止時期 | 2016年12月末 |
| 3. 販売終了時期 | 2017年 3月末 |

【ご参考】「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」について

環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（PCB）、DDT等の残留性有機汚染物質（POPs：Persistent Organic Pollutants）の製造及び使用の廃絶や制限、その非意図的生成による放出の削減などの規制に関する条約です。

条約対象物質への追加について検討するための検討委員会（POPRC、各国の31名の専門家により構成される）においては、新たに各国から提案された物質について、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討（リスクプロファイル）、③リスク管理に関する評価の検討プロセスを経て、締約国会議（COP）への勧告を行います。

COPでの決定の後、各加盟国は、対象物質について、国内法令（我が国は化学物質審査規制法等）で製造、使用等を規制することになります。

以上

東ソー株式会社 広報室

東京都港区芝3-8-2 〒105-8623
TEL 03(5427)5103 FAX 03(5427)5195
<http://www.tosoh.co.jp>